

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十一号

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。